

6月1日は 人権擁護委員の日

人権擁護委員法が昭和24年6月1日に施行されたことを記念し、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」として、全国一斉に人権相談の活動が行われます。市でも特設相談所を開設します。

家庭内のもめごとや隣近所とのトラブル、いじめや差別などについて、気軽に相談してください。相談は無料、秘密は固く守られます。

特設相談所

- 期日 6月1日(木)
- 時間 午前10時～午後3時
- 会場 市総合福祉センター

福岡法務局筑紫支局では、職員が毎日(土・日曜日、祝日を除く)、人権擁護委員が月・水・金曜日に相談を受けています。

全国共通人権相談ダイヤル
☎0570(003)110

※定例の人権相談を広報「大野城」の毎月15日号に掲載しています。

人権擁護委員は、全ての人の人権が正しく守られるように、人権を侵害された人の救済や人権相談の他、人権尊重の意識を高めるための啓発活動に取り組んでいます。

地区	住所	氏名
南	緑ヶ丘	いせき あきお 井石 昭男
	平野台	なかむら けいこ 中村 恵子
中央	下大利	まえかわ ゆみこ 前川 由美子
	下大利団地	よしもと みつお 吉本 光男
東	大城	いしまる れいこ 石丸 礼子
	大城	たかはし こうじ 高橋 光治
北	筒井	ほんだ けいこ 本多 桂子
	仲畑	しおた ひでみ 澁田 秀美

問い合わせ先

◆特設相談所について

福岡法務局筑紫支局総務課

☎(922)2881

◆人権男女共同参画課

☎(580)1840

所有する空き家・空き地 適正に管理していますか

雑草が伸びる季節になりました。空き家の庭や空き地の管理を怠ると、雑草が繁茂し、火災、犯罪、害虫などの発生原因となり、近隣住民の迷惑にもなります。

所有者(管理者)は、空き家・空き地の状況を定期的に確認して、雑草やごみの除去など、清潔な生活環境を保持できるように、適正な管理に努めてください。

老朽化した危険な空き家の解体に 最大50万円を補助します

●対象となる建物 以下の要件を全て満たすもの

- ◆老朽化した危険な建物で使用されていない空き家
- ◆木造または軽量鉄骨造で居住用の建物
- ◆所有権以外の他の権利が設定されていない建物(権利者から承諾を受けた場合を除く)
- ◆賃貸借契約が締結されていない建物
- ◆市の老朽危険度判定基準の評定100点以上の建物

●対象者 建物の所有者・相続人
※次の人は対象外

◆法人◆暴力団および暴力団員と密接に関係のある者◆市税滞納者

●補助金額 除却工事費の2分の1で、50万円が上限

※補助額の1000円未満は切り捨て

●申請方法 直接提出
※申請前に事前相談が必要です。

大野城市空き家バンク制度を利用してみませんか

空き家の売却・活用を希望している人と、空き家を利用したいと考えている人とをつなぐ、大野城市空き家バンクを設置しています。

空き家バンクを経由して売却などをする際は、契約が適正なものとなっているか、市と市が協定を結んだ複数の不動産業者で確認するため、安心して取引することができます。相続登記や、残っている家財の整理も同時に相談できるので、売却や活用を検討している人は気軽に相談してください。

問い合わせ先

生活安全課

☎(580)1897